

国土交通省告示第百九十四号

(令和元年六月二十一日)
(改正(一)) 令和二年二月二十七日国土交通省告示第百九十九号

防火地域又は準防火地域内の建築物の部分及び防火設備の構造方法を定める件

第一 建築基準法施行令(昭和二十五年政令第三百三十八号。以下「令」という。)第百三十六条の二第一号イに掲げる基準に適合する建築物の部分及び外壁開口部設備(同号イに定める外壁開口部設備をいう。以下同じ。)の構造方法は、次に定めるものとする。

- 一 主要構造部は、耐火構造又は令第百八条の三第一項第一号若しくは第二号に該当する構造とすること。
- 二 外壁開口部設備は、建築基準法(以下「法」という。)第二条第九号の二口に規定する防火設備とすること。

第二 令第百三十六条の二第一号ロに掲げる基準に適合する建築物の部分及び外壁開口部設備の構造方法は、次の各号に掲げる建築物の区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるものとする。

- 一 次に掲げる基準に適合する建築物 次の表二に掲げる建築物の区分に応じ、それぞれ同表に定める構造方法
- イ 地階を除く階数が三以下であること。
- ロ 延べ面積が三千平方メートル(二戸建ての住宅にあつては、二百平方メートル)以下であること。
- ハ 各階における外壁の開口部の面積の合計の当該外壁の面積に対する割合が、次の表一に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ同表に定める数値以下であること。

スⅠの場合	〇・〇五
ⅠハⅢの場合	sを十で除して得た数値から〇・〇五を減じて得た数値
Ⅲハの場合	〇・二五

この表において、sは、当該外壁の開口部から隣地境界線、当該建築物と同一敷地内の他の建築物(同一敷地内の建築物の延べ面積の合計が五百平方メートル以内である場合における当該他の建築物を除く。第四第一号イ(Ⅰ)(Ⅱ)(Ⅲ)において同じ。)との外壁間の中心線(第四第一号において「隣地境界線等」という。)又は道路中心線までの水平距離(単位 メートル)を表すものとする。

二 次の表二の(一)から(三)までに掲げる建築物のうち延べ面積が五百平方メートル(同表の(二)に掲げる建築物にあつては、百平方メートル)を超えるものにあつては、床面積の合計五百平方メートル(同表の(二)に掲げる建築物にあつては、百平方メートル)以内のご

に二時間準耐火基準に適合する準耐火構造の床若しくは壁又は特定防火設備で区画され、かつ、当該区画された部分ごとにスプリンクラー設備(水源として、水道の用に供する水管を連結したものを除く。)、水噴霧消火設備、泡消火設備その他これらに類するもので自動式のものが設けられていること。

ホ 次の表二の(四)に掲げる建築物にあつては、令第百十二条第十項に規定する^{たて}堅六部分と当該^{たて}堅六部分以外の部分とが準耐火構造の床若しくは壁又は令第百十二条第十二項に規定する十分間防火設備で区画されていること。

建築物	主要構造部(外壁、屋根及び階段を除く。)の構造方法	外壁及び屋根の軒裏の構造方法	屋根(軒裏を除く。)及び階段の構造方法	外壁開口部設備の構造方法
(一) 別表第一(イ)欄(ロ)項、(三)項若しくは(四)項に掲げる用途(物品販売業を営む店舗を除く。)又は事務所の用途に供する建築物	一時間準耐火基準に適合する準耐火構造とすること。	七十五分間準耐火構造とすること。	準耐火構造とすること。	法第二条第九号の二口に規定する防火設備とすること。
(二) 法別表第一(イ)欄(ロ)項に掲げる用途に供する建築物	一時間準耐火基準に適合する準耐火構造とすること。	九十分間準耐火構造とすること。	準耐火構造とすること。	法第二条第九号の二口に規定する防火設備とすること。
(三) 物品販売業を営む店舗の用途に供する建築物	一時間準耐火基準に適合する準耐火構造とすること。	九十分間準耐火構造とすること。	準耐火構造とすること。	三十分間防火設備とすること。
(四) 一戸建ての住宅	準耐火構造とすること。	七十五分間準耐火構造とすること。	準耐火構造とすること。	法第二条第九号の二口に規定する防火設備とすること。

二 卸売市場の上家、機械製作工場その他これらと同等以上に火災の発生のおそれがない用途に供する建築物 次のイ及びロに掲げる構造方法

- イ 主要構造部は、不燃材料で造られたものその他これに類する構造とすること。
- ロ 外壁開口部設備は、二十分間防火設備(令第百三十七条の十第四号に規定する二十分間防火設備をいう。以下同じ。)とすること。

2 前項第一号の「七十五分間準耐火構造」とは、令和元年国土交通省告示第百九十三号第一第二項に規定する七十五分間準耐火構造をいう。

3 第一項第一号の「九十分間準耐火構造」とは、次の各号に掲げる建築物の部分の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める構造をいう。

一 壁 次のイ又はロのいずれかに該当する構造

イ 平成二十七年国土交通省告示第 二百五十号第二号イ(1)から(5)までのいずれかに該当する構造

ロ 法第二十一条第一項の規定により令第百九条の五第一号に掲げる基準に適合する建築物とした建築物（通常火災終了時間が九十分間以上であるものに限る。次号ロにおいて同じ。）又は法第二十七条第一項の規定により令第百十条第一号に掲げる基準に適合する建築物とした建築物（特定避難時間が九十分間以上であるものに限る。次号ロにおいて同じ。）の壁（非耐力壁である外壁にあつては、延焼のおそれのある部分に限る。）の構造方法を用いる構造

二 軒裏 次のイ又はロのいずれかに該当する構造

イ 平成二十七年国土交通省告示第 二百五十号第二号イ(1)から(3)まで又は(5)のいずれかに該当する構造

ロ 法第二十一条第一項の規定により令第百九条の五第一号に掲げる基準に適合する建築物とした建築物又は法第二十七条第一項の規定により令第百十条第一号に掲げる基準に適合する建築物とした建築物の軒裏（延焼のおそれのある部分に限る。）の構造方法を用いる構造

4 第一項第一号の「三十分間防火設備」とは、次に掲げる防火設備（第二号又は第三号に掲げる防火設備にあつては、周囲の部分（当該防火設備から屋内側に十五センチメートル以内の間に設けられた建具がある場合には、当該建具を含む。）が不燃材料で造られた開口部に取り付けられたものであつて、枠又は他の防火設備と接する部分を相じやくりとし、又は定規縁若しくは戸当りが設けられていることその他の閉鎖した際に隙間が生じない構造とし、かつ、取付金物を当該防火設備が閉鎖した際に露出しないように取り付けたものをいう。）をいう。

一 令第百十四条第五項において読み替えて準用する令第百十二条第二十項に規定する構造方法を用いる防火設備又は同項の規定による認定を受けた防火設備

二 鉄材又は鋼材で造られた防火設備で、鉄板又は鋼板の厚さが一・〇ミリメートル以上のもの（耐熱結晶化ガラス（主たる構成物質が二酸化けい素、酸化アルミニウム及び酸化リチウムであるガラスをいい、厚さが五ミリメートル以上であり、かつ、線膨張係数が撰

氏三十度から撰氏七百五十度までの範囲において、一度につき〇プラスマイナス〇・〇〇〇〇〇五であるものに限る。次号イにおいて同じ。）を用いたものを含む。）

三 枠を鉄材又は鋼材で造り、かつ、次のイからホまでに掲げる基準に適合する構造とした防火設備

イ 耐熱結晶化ガラスを用いたものであること。

ロ はめぐろし戸であること。

ハ 幅が千ミリメートル以上千二百ミリメートル以下で高さが千六百ミリメートル以上二千四百ミリメートル以下の開口部に取り付けられたものであること。

ニ 火災時においてガラスが脱落しないよう、次に掲げる方法によりガラスが枠に取り付けられたものであること。

(i) ガラスを鉄材又は鋼材で造られた厚さが三ミリメートル以上の取付部材（ガラスを枠に取り付けるために設置される部材をいう。）(ii)において同じ。）により枠に堅固に取り付けること。

(ii) 取付部材を鋼材で造られたねじにより枠に二百五十ミリメートル以下の間隔で固定すること。

(iii) ガラスの下にセッティングブロック（鋼材又はけい酸カルシウム板で造られたものに限る。）を設置すること。

(iv) ガラスの取付部分に含まれる部分の長さを七ミリメートル以上とすること。

イ 火災時においてガラスの取付部分に隙間が生じないよう、取付部分に次に掲げる部材をガラスの全周にわたつて設置すること。

(i) シーリング材又はグレイジングガスケットで、難燃性を有するもの（シリコン製であるものに限る。）

(ii) 加熱により膨張する部材（黒鉛を含有するエポキシ樹脂で造られたものに限る。）

第三 令百三十六条の二第二号イに掲げる基準に適合する建築物の部分及び外壁開口部設備の構造方法は、次に定めるものとする。

一 主要構造部は、準耐火構造又は令第百九条の三第一号若しくは第二号に掲げる基準に適合する構造とすること。

二 外壁開口部設備は、法第二条第九号の二口に規定する防火設備とすること。

第四 令百三十六条の二第二号ロに掲げる基準に適合する建築物の部分及び外壁開口部設備の構造方法は、次の各号に掲げる建築物の区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるものとする。

一 準防火地域内にある建築物のうち地階を除く階数が三で延べ面積が五百平方メートル以下のもの（第三号に掲げる建築物で同号に定める構造方法を用いるものを除く。） 次のイ又はロのいずれかに掲げる構造方法

イ 次に掲げる構造とすること。

- (1) 外壁は、次に掲げる基準に適合する構造とすること。
 - (i) 準耐火構造又は次に掲げる基準に適合する構造であること。
 - (ii) 防火構造であること。
 - (iii) 当該外壁（天井裏（直下の天井が(5)に定める構造であるものに限る。(3)において同じ。）又は床下にある部分を除く。）の屋内側の部分に次の(イ)から(イ)までのいずれかに該当する防火被覆を設けた構造であること。
 - (イ) 厚さが十二ミリメートル以上のせつこうボード
 - (ロ) 厚さが五・五ミリメートル以上の難燃合板又は厚さが九ミリメートル以上のせつこうボードの上に厚さが九ミリメートル以上のせつこうボードを張ったもの
 - (ハ) 厚さが七ミリメートル以上のせつこうラスボードの上に厚さが八ミリメートル以上のせつこうプラスターを塗ったもの
 - (iv) 防火被覆の取合いの部分、目地の部分その他これらに類する部分（以下第四において「取合い等の部分」という。）が、当該取合い等の部分の裏面に当て木が設けられていることその他の外壁の内部への炎の侵入を有効に防止することができる構造であること。
 - (v) 隣地境界線等又は道路中心線に面する外壁にあつては、その開口部（防火上有効な公園、広場、川その他の空地又は水面、耐火構造の壁その他これらに類するものに面するものを除く。以下同じ。）で、当該隣地境界線等又は道路中心線からの水平距離が五メートル以下のもについて、当該開口部の面積が、当該隣地境界線等又は道路中心線からの水平距離に応じて次に定める基準に適合するものであること。
 - (vi) 張り間方向又は桁行方向と直交し、かつ、当該建築物に面する平面（以下この(一)及び(二)において「基準面」という。）それぞれについて、各開口部の当該基準面への張り間方向又は桁行方向の投影面積（単位 平方メートル）（以下この(一)において「投影面積」という。）を当該開口部に面する隣地境界線等又は道路中心線から当該開口部までの水平距離の区分に応じて次に掲げる数値で除して得た数値を合計したものが一を超えないものであること。この場合において、法第九条第九号の二口に規定する防火設備で、令第一百十二条第十八項第一号イ及び二に掲げる要件を満たすもの又ははめごころし戸であるものを設けた開口部以外の開口部の投影面積は、当該投影面積の一・五倍であるものとみなす。

隣地境界線等又は道路中心線からの水平距離（単位 メートル）	投影面積を除する数値
一以下	九
一を超え、二以下	十六
二を超え、三以下	二十五
三を超え、四以下	三十六
四を超え、五以下	四十九

- (2) 外壁面の基準面への張り間方向又は桁行方向の投影長さが十メートルを超える場合においては、(一)の数値の合計は当該基準面の長さ十メートル以内ごとに区分された部分について算定する。この場合において、(一)の表の数値に当該区分された部分の長さのメートルの数値を十で除した数値を乗じて得た数値を同表の数値とする。
 - (i) 道路の幅員又は当該建築物と同一敷地内の他の建築物の外壁との水平距離（以下この(三)において「道路の幅員等」という。）が六メートルを超える場合においては、(一)の適用に当たっては、道路中心線又は当該建築物と同一敷地内の他の建築物との外壁間の中心線（以下この(三)において「道路中心線等」という。）からの水平距離に道路の幅員等の二分の一を加えたもののメートルの数値から三を減じたものを道路中心線等からの水平距離のメートルの数値とみなす。
 - (ii) 主要構造部である柱及びはり、準耐火構造又は次に掲げる基準に適合する構造とすること。
 - (i) 全部又は一部に木材を用いたものであること。
 - (ii) 次の(一)から(四)までのいずれかに該当するものを除き、その小径が十二センチメートル以上であること。
 - (一) 次に掲げる基準に適合する壁の内部にあるもの
 - (イ) 壁（準耐火構造であるもの及び天井裏又は床下にある部分を除く。）の屋内側の部分に(1)(i)(イ)から(イ)までのいずれかに該当する防火被覆が設けられた構造であること。
- (3) 構造耐力上主要な部分に枠組壁工法を用いた建築物（平成十三年国土交通省告示第千五百四十号第一から第十二までに規定する技術的基準に適合する建築物をいう。(5)において同じ。）の耐力壁は、準耐火構造又は(3)(ii)(イ)及び(ロ)に掲げる基準に適合する構造とすること。

- (ロ) 防火被覆の取合い等の部分が、当該取合い等の部分の裏面に当て木が設けられていることその他の壁の内部への炎の侵入を有効に防止することができる構造であること。
- (四) (4)に規定する構造の床準耐火構造の床又は令第百九条の三第二号ハ若しくは第百十五条の二第一項第四号に規定する構造の床の内部にあるもの
- (三) (6)に規定する構造の屋根の内部にあるもの
- (四) 天井裏にあるもの
- (4) 床（最下階の床を除く。）は、次の(i)に掲げる構造又は次に掲げる基準に適合する構造とすること。ただし、当該床の直下の天井を次の(ii)に掲げる基準に適合する構造とする場合においては、この限りでない。(イ) (ウ)
- (イ) 令第百九条の三第二号ハに規定する構造又は次に掲げる基準に適合する構造であること。(ウ)
- (一) 床の裏側の部分に次の(イ)又は(ロ)のいずれかに該当する防火被覆が設けられた構造であること。(ウ)
- (イ) 厚さが十二ミリメートル以上のせっこうボード(イ)
- (ロ) 厚さが五・五ミリメートル以上の難燃合板又は厚さが九ミリメートル以上のせっこうボードの上に厚さが九ミリメートル以上のせっこうボード又は厚さが九ミリメートル以上のロックウール吸音板を張ったもの(イ)
- (二) 防火被覆の取合い等の部分が、当該取合い等の部分の裏面に当て木が設けられていることその他の床の内部への炎の侵入を有効に防止することができる構造であること。(イ)
- (ii) 令第百九条の三第二号ハに規定する構造又は次に掲げる基準に適合する構造であること。(ウ)
- (一) (イ)又は(ロ)のいずれかに該当する防火被覆が設けられた構造であること。(イ)
- (二) 防火被覆の取合い等の部分が、当該取合い等の部分の裏面に当て木が設けられていることその他の天井裏の内部への炎の侵入を有効に防止することができる構造であること。(イ)
- (5) 構造耐力上主要な部分に枠組壁工法を用いた建築物のトラス（小屋組に用いる場合に限る。）の直下の天井は、(四)(ii)に掲げる基準に適合する構造とすること。(ウ)
- (6) 屋根は、次の(i)に掲げる基準に適合する構造とすること。ただし、当該屋根の直下の天井を次の(ii)に掲げる基準に適合する構造とする場合は、この限りでない。(イ)

- (イ) 令第百九条の三第一号に規定する構造又は次に掲げる基準に適合する構造であること。(ウ)
- (一) 屋根の屋内側の部分に次の(イ)又は(ロ)のいずれかに該当する防火被覆が設けられた構造であること。(ウ)
- (イ) 厚さが十二ミリメートル以上のせっこうボードの上に厚さが九ミリメートル以上のせっこうボード又は厚さが九ミリメートル以上のロックウール吸音板を張ったもの(イ)
- (ロ) 厚さが九ミリメートル以上のせっこうボードの上に厚さが十二ミリメートル以上のせっこうボードを張ったもの(イ)
- (二) 防火被覆の取合い等の部分が、当該取合い等の部分の裏面に当て木が設けられていることその他の屋根の内部への炎の侵入を有効に防止することができる構造であること。(ウ)
- (ii) 次に掲げる基準に適合する構造であること。(ウ)
- (一) (イ)又は(ロ)のいずれかに該当する防火被覆が設けられた構造であること。(ウ)
- (二) (4)(ii)に規定する構造であること。(ウ)
- (7) 軒裏は、防火構造とすること。(ウ)
- (8) 三階の室の部分は、それ以外の部分と間仕切壁又は戸（ふすま、障子その他これらに類するものを除く。）で区画すること。
- (9) 外壁開口部設備は、二十分間防火設備とすること。ただし、隣地境界線等に面する外壁の開口部で、当該隣地境界線等からの水平距離が一メートル以下のもので（換気孔又は居室以外の室（かまど、こんろその他火を使用する設備又は器具を設けたものを除く。）に設ける換気のための窓で、開口面積が各々〇・二平方メートル以内のものを除く。）に設ける外壁開口部設備にあつては、法第二条第九号の二に規定する防火設備で、昭和四十八年建設省告示第二千五百六十三号第三若しくは第四に規定する構造方法を用いるもの又ははめぐろし戸であるものとする。こととする。(ウ)
- ロ 次に掲げる基準に適合する構造とすること。
- (1) 主要構造部は、令第百八条の三第一項第一号又は第二号に該当する構造であること。
- (2) 外壁開口部設備は、法第二条第九号の二に規定する防火設備であること。
- 二 延べ面積が五十平方メートル以内の平家建ての附属建築物 次のイ又はロのいずれかに掲げる構造方法
- イ 次に掲げる基準に適合する構造とすること。
- (1) 外壁及び軒裏は、防火構造であること。

- ロ 二次に掲げる基準に適合する構造とすること。
 - (2) 外壁開口部設備は、二十分間防火設備であること。
 - ロ 二次に掲げる基準に適合する構造とすること。
 - (1) 主要構造部は、令第八八条の三第一項第一号又は第二号に該当する構造であること。
 - (2) 外壁開口部設備は、法第二条第九号の二口に規定する防火設備であること。
- 三 卸売市場の上家、機械製作工場その他これらと同等以上に火災の発生のおそれが少ない用途に供する建築物 次のイ又はロに掲げる構造方法

- イ 第二第一項第二号イ及びロに掲げる構造方法
- ロ 二次に掲げる基準に適合する構造とすること。

- (1) 主要構造部は、令第八八条の三第一項第一号又は第二号に該当する構造であること。
- (2) 外壁開口部設備は、法第二条第九号の二口に規定する防火設備であること。

- 四 前三号に掲げる建築物以外の建築物 次に掲げる基準に適合する構造とすること。

- イ 主要構造部は、令第八八条の三第一項第一号又は第二号に該当する構造であること。
- ロ 外壁開口部設備は、法第二条第九号の二口に規定する防火設備であること。

第五 令第三十六号の二第三号イに掲げる基準に適合する建築物の部分及び外壁開口部設備の構造方法は、次の各号のいずれかに定めるものとする。

- 一 次に掲げる基準に適合する構造とすること。

- イ 外壁及び軒裏で延焼のおそれのある部分は、防火構造であること。

- ロ 外壁開口部設備は、二十分間防火設備であること。

- 二 次に掲げる基準に適合する構造とすること。

- イ 主要構造部は、令第八八条の三第一項第一号又は第二号に該当する構造であること。

- ロ 外壁開口部設備は、法第二条第九号の二口に規定する防火設備であること。

第六 令第三十六号の二第四号イに掲げる基準に適合する外壁開口部設備の構造方法は、二十分間防火設備とすることとする。

第七 令第三十六号の二第五号に掲げる基準に適合する門又は扉（準防火地域内にある木造建築物等に附属するもの）にあつては、当該

門又は扉が建築物の一階であるとした場合に延焼のおそれのある部分に限る。）の構造方法は、門にあつては第一号、扉にあつては第二号に定めるものとする。

- 一 次に掲げる構造方法

- イ 不燃材料で造り、又は覆うこと。

- ロ 道に面する部分を厚さ二十四ミリメートル以上の木材で造ること。

- 二 次に掲げる構造方法

- イ 不燃材料で造り、又は覆うこと。

- ロ 厚さ二十四ミリメートル以上の木材で造ること。

- ハ 土塗真壁造で塗厚さが三十ミリメートル以上のもの（表面に木材を張つたものを含む。）とすること。

第八 第一第二号、第三第二号及び第四第四号口の規定は、準防火地域内にある建築物で法第八十六条の四各号のいずれかに該当するものの外壁開口部設備には適用しない。

2 第二第一項第二号ロ、第四第一号イ(1)及びロ(2)、第二号イ(2)及びロ(2)並びに第三号ロ(2)、第五第一号ロ及び第二号ロ並びに第六の規定は、法第八十六条の四各号のいずれかに該当する建築物の外壁開口部設備には適用しない。

附 則

- 1 この告示は、建築基準法の一部を改正する法律（平成三十年法律第六十七号）の施行の日（令和元年六月二十五日）から施行する。
- 2 外壁の開口部の面積に関する基準を定める件（昭和六十二年建設省告示第九百三三号）、建築物の部分の指定する件（昭和六十二年建設省告示第九百四号）及び外壁、主要構造部である柱及びはり、床、床の直下の天井、屋根、屋根の直下の天井並びに国土交通大臣が指定する建築物の部分の構造方法を定める件（昭和六十二年建設省告示第九百五号）は、廃止する。

附 則 (い)

この告示は、公布の日から施行する。